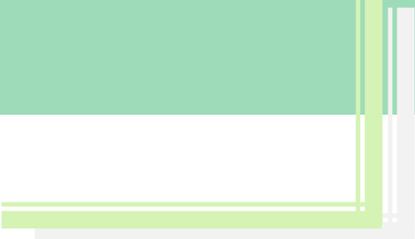




使用料・手数料の見直しに関する方針(案)

令和7年8月
笠岡市



1 はじめに

地方公共団体が提供する公共サービスには多くの経費が必要となっており、それらは税金で賄われています。

しかし、公共施設の利用や証明書の発行など、特定のサービスにおいては、利益を受け方（受益者）と受けない方の不公平が生じないように、受益者に相応の使用料や手数料を負担いただくことが基本的な考えとなっています。

笠岡市においては、使用料は平成9年度、手数料は平成23年度を最後に全面的な見直しが行われていないことから、労務単価の上昇や物価の高騰による維持管理経費の増加を適切に使用料の算定に反映できていない状態となっています。

こうした実態を踏まえ、適正な受益者負担額を設定するため、この度使用料・手数料の見直しを図ります。

2 見直しの対象

●使用料

地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用に対して徴収するもの

※会議室，体育施設 等

●手数料

地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする行政サービスに対し徴収するもの

※住民票，所得証明書 等

ただし、以下のものについては見直しの対象から除外します。

- ・法律等により定めがあるもの
 - ・国，県，その他自治体との調整により，単独での見直しができないもの
 - ・公募時の条件やその他一定の基準により定められているもの，或いは毎年度基準による見直しを行っているもの
 - ・廃止や統合等，在り方そのものの検討や，契約体系自体の見直しを検討している施設
 - ・原価の算定が困難であり，統一的な見直しを行うことが困難なもの
 - ・公営企業会計（水道事業会計，下水道事業会計，病院事業会計）によるもの
- ※「公営企業」は地方自治体そのものとは異なり利用料金収入で経費を賄われることが原則とされていることから，経営状況等により適宜見直しを行うこととしています。

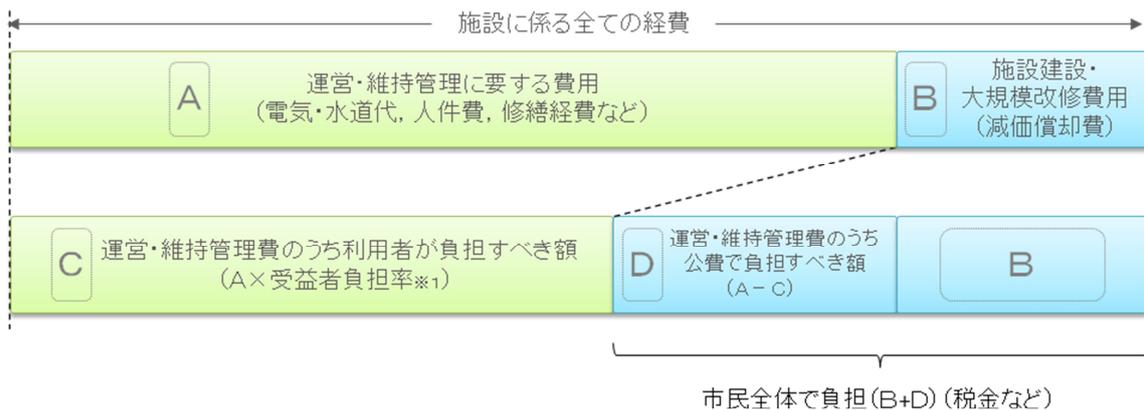
3

使用料の見直し

(1) 基本的な考え方

公共施設の利用などの受益者が限定されるサービスについては、受益者（施設の利用者等）で応分の費用を賄っていただくことが原則であると考えられており、使用料が過小であれば、本来受益者が負担すべき費用を市民全体の負担（税金など）により賄うこととなり、公平性に欠けることとなります。

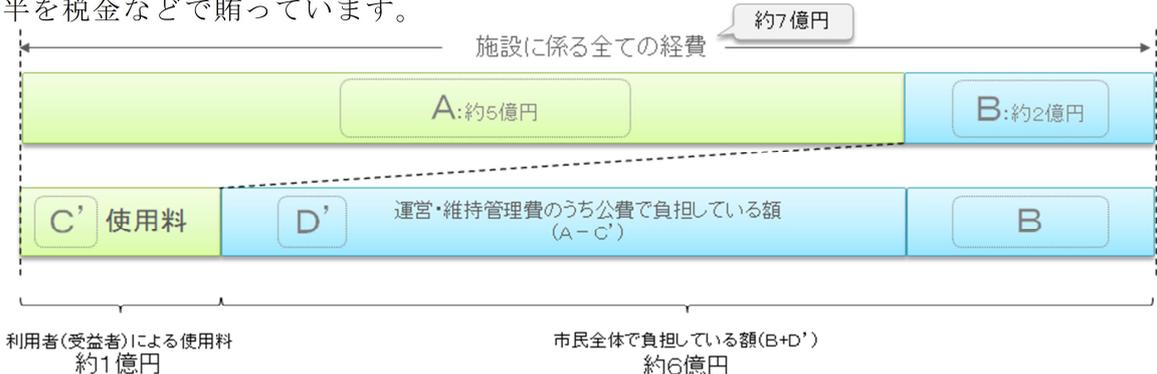
この度の見直しにおいて、運営・維持管理費（下図[A]）については、要する費用に利用者が負担するべきと考えられる割合（受益者負担率）※1などを乗じて計算した原価により、使用料に反映します。一方で、施設の建設等に係る費用（下図[B]）は、公共施設が市の施策として行政目的を持って建設されたものであり、すべての市民に利用の機会を提供するための費用であるとの考えから、利用者の負担を求めず広く市民による負担として扱うこととします。



※1 公共性の度合いや日常生活上の必要性等を考慮し設定する割合。
詳細は4ページ参照(例 集会施設:50%, 体育施設:75%)

(ア) 笠岡市の現状

笠岡市において、この度の見直し対象としている施設に係る全ての経費は約7億円であり、うち運営・維持管理費[A]は5億円、施設の建設等に係る費用（減価償却費）[B]は約2億円となっています。一方で、当該施設の令和6年度使用料収入は約1億円であり、大半を税金などで賄っています。



(2) 使用料の計算方法

使用料については、サービスに要する原価を基に、受益者の負担率を乗じて、決定します。

原則として、施設の運営・維持管理に係る経費を、貸出面積や使用可能時間、利用率等で按分することで、利用単位毎（時間等）の原価を算出します。この金額に受益者の負担率を乗じたものを使用料（理論値）として最終的に決定する使用料の基礎とします。

$$\text{原価} \times \text{受益者負担率} = \text{使用料(理論値)}$$

(ア) 原価計算

施設の性質等により、以下を基本として原価を計算します。

貸し室 ※会議室、体育施設等

貸し室利用（一定区画）の原価計算…利用単位毎（時間等）の原価

$$\text{原価} = \frac{\text{貸出面積(m}^2\text{)} \times \text{原価算入経費(円)}}{\text{総貸出面積(m}^2\text{)} \times \text{年間使用可能時間(時間)} \times \text{想定利用率}}$$

※上記のとおり面積按分を原則としますが、部屋によって設備や機能に大きな違いがあることで現行料金が面積比率と異なっている施設（調理室等）や面積按分では著しく不合理が生じる施設（広場等を含む施設）については、原価算入経費を現行の料金体系で按分し、原価を算定します。

個人利用 ※博物館等

個人利用施設の原価計算…1人当たりの原価

$$\text{原価} = \frac{\text{原価算入経費(円)}}{\text{年間施設利用者想定数(人)}}$$

その他

上記の方法で算定することが適切でない場合は、それぞれ適切な方法により原価を計算します。（例：公園使用料などについては、申請1件あたりの原価を基に計算）

(イ) 原価算入経費

- ・人件費：正職員＋会計年度任用職員の給料，手当，共済費
※基本的には一般行政職員の平均単価を用いる。
ただし，当該施設に係る人件費として明らかかつ，年度毎の増減が大きくないもの（例：博物館等）については，実際の決算額を用いる。
※年間経費については，当該業務に携わる業務量に応じて業務割合を乗じる。
- ・物件費：需用費（消耗品費，印刷製本費，光熱水費，修繕料），役務費（通信運搬費，保険料等），委託料（施設の委託料等），使用料及び賃借料（機器のリース料等）など

(ウ) 利用率

貸し室施設等の原価計算にあたっては，面積按分と利用可能時間での除算だけでは，開館時間に対して100%利用された場合の計算結果となりますが，実際には利用率が100%となるのは現実的ではないため，これにより計算された使用料を受益者から徴収した場合，全体経費の多くを受益者以外の市民が負担することにつながります。

よって，貸し室等については，年間使用可能時間に想定利用率を加味することとします。

【設定】

利用率が40%以下の施設が多い実情を鑑み，基本となる想定利用率は50%に設定する。

※40%＋増加幅最大20%（ $40\% \times 1.2 \div 50\%$ ）

ただし，現状の利用率が40%を超える貸し室等については，80%を次の想定として設定し，それ以上の貸し室等があれば利用率を加味しないこととする。

(エ) 受益者負担率

利用者（受益者）には相応の負担をいただくことが適当ではありますが，公共サービスの観点から，経費全てを利用者に求めるのではなく，税で負担する部分も必要になります。

施設等については，公共性の度合いや日常生活上の必要性，民間においても提供されるものであるかなどを考慮し，基本となる負担割合を次のとおり設定します。

受益者負担率	主な施設等	内容
A 0%	道路，学校教育施設，図書館など	・公共性の高いサービス
B 50%	社会福祉施設，保健施設，公民館，集会施設など	・選択的なサービス ・広く市民に及ぶサービス
C 75%	会議室・研修室，体育施設，文化施設など	・より選択的なサービス ・民間等との競合もあるサービス
D 100%	占用料，駐車場，墓園など	・便益が特定されるサービス ・民間等と競合するサービス

※冷暖房料金等については電気代等相当額を全額実費負担とすることが適当であると考えているが，今回の改定においては大きなホールや体育施設などの大規模な電力等を要するもののみ，引き上げを検討することとしている。

(3) 使用料の決定

コスト計算によって得られた金額を改定金額の基礎としますが、改定に際しては激変緩和措置及び以下の点を考慮して決定します。

① 激変緩和措置

急激な上昇は利用者の著しい負担増につながるため、改定上限額を設けます。

$$\text{改定上限額} = \text{現行料金} \times \text{上限率} \text{※下表参照}$$

現行料金	改定上限目安額
100円以下	現行料金の 2倍
100円を超え500円以下	同 1.6倍
500円を超え2,000円以下	同 1.5倍
2,000円を超え10,000円以下	同 1.4倍
10,000円を超える	同 1.3倍

- ② 改定基本額の端数については、徴収事務等の利用実態を考慮し、切り捨てを基本として10円～1,000円程度で端数調整を行うこととします。
- ③ 改定は値上げだけではなく、コスト計算結果が現行料金を下回るものについては、値下げの検討も行います。ただし、通常利用時の料金が100円未満となるものについては、下限を100円に設定します。
- ④ 減免・割増料金設定についても利用実態を勘案して見直しを図ることとします。
- ⑤ 施設によっては、同一の部屋でも時間区分によって料金体系が異なる場合、ベースとなる区分を基本としてコスト計算を行い、現行料金と同比率で他の区分も決定します。
- ⑥ 博物館など、施設の性質等によっては、コスト計算に加えて利用促進の観点も含めた総合的な検討を行うこととします。
- ⑦ 施設の性質等を考慮しつつ近隣自治体等と比較し、改定後の使用料に著しい差が生じないように設定します。

4 手数料の見直し

(1) 基本的な考え方

手数料も使用料と同様，受益者が限定されるサービスであることから，受益者（役務を受ける者等）で応分の費用を賄っていただくことが原則であると考えられています。

特に手数料については，各種証明書などのように特定の個人の必要による行政サービスであることから，その役務の提供に要する費用相当額を負担いただくことが適当であると考えます。よって，受益者負担率は100%を原則としてコスト計算を行い，地方自治体として適正な手数料を設定します。

(2) 手数料の計算方法

原則として，1件あたりのサービスの提供に要する費用を原価とし，原価＝手数料（理論値）として最終的に決定する手数料の基礎とします。

$$\text{原価} \times \text{受益者負担率 (100\%)} = \text{手数料(理論値)}$$

(ア) 原価計算

以下を基本として原価を計算します。

手数料の原価計算…1件当たりの原価

$$\text{原価} = \text{1分あたり人件費等単価(円)} \times \text{処理時間(分)} + \frac{\text{その他原価算入経費(円)}}{\text{年間処理件数(件)}}$$

※ただし，上記の方法で算定することが適切でない場合は，それぞれ適切な方法により原価を計算します。（例：墓園管理料などについては，維持管理経費等を基に，使用料に準じて計算）

(イ) 原価算入経費

使用料と同様に人件費と物件費とします。

(3) 手数料の決定

コスト計算によって得られた金額を改定金額の基礎としますが，改定に際しては「使用料の決定」の項と同様に改定上限の設定などにより，決定します。

5 今後の方針

新料金の適用は、原則として令和8年度からを想定しています。

なお、指定管理者制度により管理を外部団体に委託している施設等については、市が定める料金から一定の範囲で管理者が料金を再設定することができるため、最終的な料金設定については、管理者と協議の上で決定することとなります。

この度の「使用料・手数料の見直しに関する方針（案）」では、使用料は平成9年度、手数料は平成23年度以来となる使用料・手数料の見直しにあたって、統一的な基準を示しました。この方針では原則として原価計算により算出可能なものを対象としていますが、対象外としたものにおいても適切な算定方法を検討し、別途見直しを行います。

また、貸出区分等については見直しを行っていませんが、利用実態を勘案し、必要に応じて個別に改定を図ることとしています。

今後は4年に一度を目安に、コストや利用実態に応じた料金体系になるように見直しを行うことで、継続的に適正な料金設定に努めます。